

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階） 電話 0479-63-7272

## 夏休み子ども生活講座「おこづかいのはなし」を開催しました。

7月23日（土）に青年の家において、市内小学校3～4年生を対象に夏休み子ども生活講座「おこづかいのはなし」を開催しました。この講座はお金の大切さや、正しい使い道などについて楽しく学んでもらうために毎年開催しています。今回は児童29名と保護者11名の計40名が参加をしました。講師は、千葉県金融広報委員会のファイナンシャルプランナーである渡辺一江先生を招き、参加した小学生は、お金のことについてクイズなどを交えて楽しく学びました。講座の最後には手作り貯金箱にチャレンジし、持ちよったシールを貼るなどして苦戦しながら作成し、大変盛り上がりました。



## くらしのセミナー「インターネットトラブルの紹介」を開催します！

スマートフォンやパソコンでおきるインターネットに関するトラブルについて、IT関連の専門家が最新事例の紹介やトラブル対処法について、詳しく教えていただけます。

架空請求やワンクリック詐欺といった身近にある危険についての知識を習得できますので是非ご参加ください。

日時 9月28日（水）13:30～15:30

場所 旭市青年の家2階大研修室（旭市二の5127番地）

講師 （独）情報処理推進機構 黒谷欣史氏

申込 電話か、申込用紙をFAX・持参・郵便・メールにて

※申込用紙は市役所、各支所、公民館に配置してあるほかホームページからもダウンロードできます。



## 消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

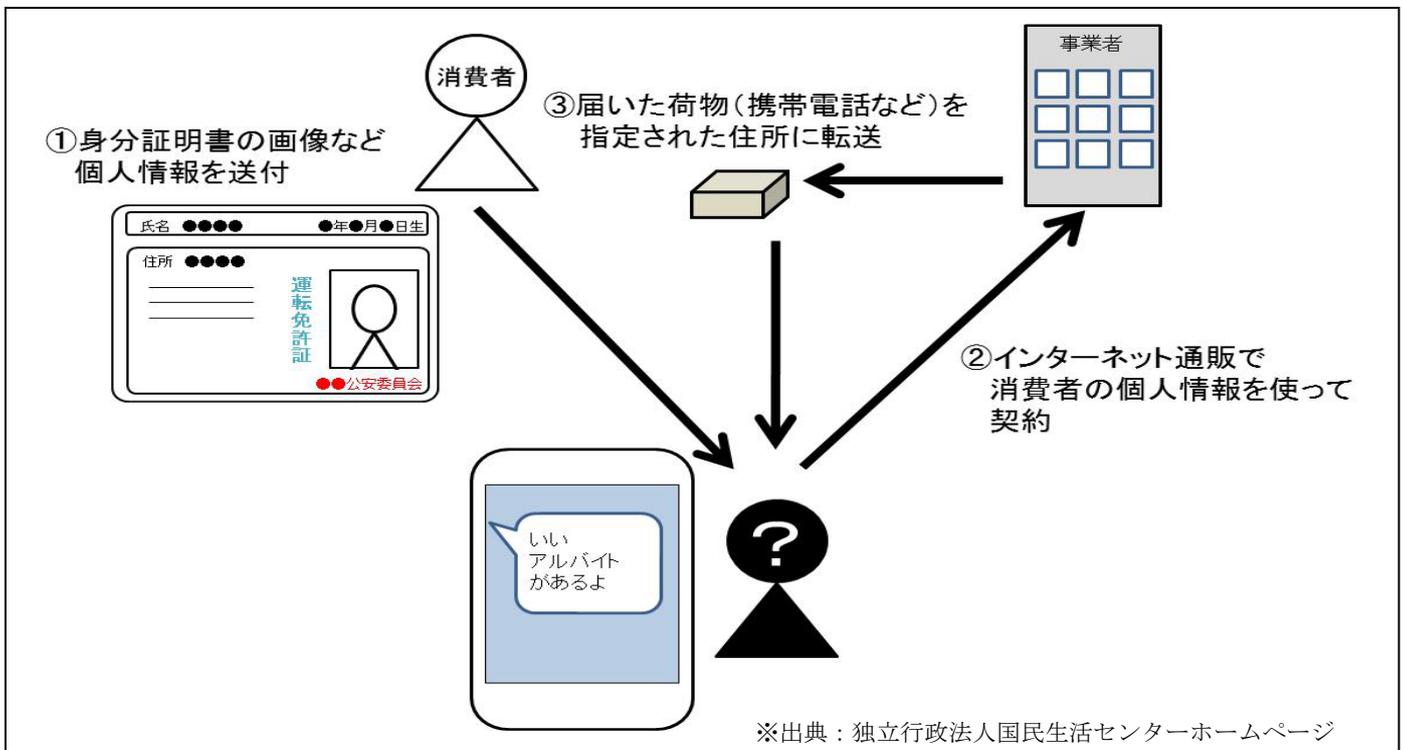
旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019

## こんな相談がありました No.22 ～「荷受代行」・「荷物転送」アルバイトのトラブル～

### 相談内容

「送られてきた荷物を指定された住所に着払いで転送するだけで、1回3千円～5千円の報酬がもらえる」と職場の同僚からアルバイトの紹介があった。お金に困っていたので同僚から紹介された見知らぬ相手に SNS でアルバイトの申込みをした。運転免許証の表裏の画像を SNS で送信し個人情報や銀行口座を言われるがまま教えてしまった。その後、ある通信会社から自分宛に荷物が届き、荷物も書類も開封せずに着払いで転送するよう指示があったので、そのようにした。何回か転送し報酬も振り込まれたが、不審に思い通信会社に電話をすると、自分がスマートフォンを契約していた事になっていた。直ぐ解約しても商品の代金・使用料金・解約料を請求されると言われた。契約するつもりはなかったので支払いたくない。



### アドバイス

SNS をきっかけとしたトラブルが増えています。数千円のアルバイト代のために始めた事が、運転免許証を使用され、不正に契約されていました。その携帯電話は、犯罪に使用される可能性もあります。契約を解約するために解約金や携帯電話の端末代金として1契約につき数万円支払わなければならない状況になることや、契約に使用されたクレジットカードが不正利用されている場合、月額利用料等が今後請求される可能性もあります。こうした「荷受代行」・「荷受転送」アルバイトは絶対にしないようにし、運転免許証や健康保険証の画像を送信したり、銀行口座などの個人情報を安易に伝えないようにしてください。

また、既に荷受代行・転送アルバイトをしてしまっている場合は、すぐに消費生活センターにご相談ください。